**「男女が共に生きるまち八王子プラン（第４次）（素案）」**

**についての意見募集**

八王子市では、平成３１年（201９年）3月に、平成３１年度～令和5年度（201９年度～2023年度）の５か年を計画期間とする「男女が共に生きるまち八王子プラン（第３次）２０１９改定版」を策定して、施策を推進してきました。このたび、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、新たな課題等への取組を追加した「男女が共に生きるまち八王子プラン（第４次）（素案）」（以下、「第４次プラン（素案）」という。）がまとまりました。

より良い計画とするため、第４次プラン（素案）に対する皆さんの意見を募集しますのでぜひ多くの御意見をお寄せください。

１　意見をお寄せいただける方

市内在住・在勤・在学の方、または市内に事務所・事業所を有する個人及び法人その他の団体

２　募集期間

令和５年（２０２３年）１２月１日（金）から

令和６年（２０２４年）１月５日（金）まで　　※必着

３　提出方法

裏面の「意見書」に必要事項を御記入の上、以下のいずれかの方法で提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 男女が共に生きるまち八王子プラン（第４次）（素案） |
| 郵送 | 〒192-0082　東京都八王子市東町5-6　クリエイトホール8階 |
| メール | b050900@city.hachioji.tokyo.jp |
| ファックス | 042-644-3910 |
| 窓口へ持参\* | 東京都八王子市東町5-6　クリエイトホール8階 |

＊窓口へ持参される場合は、午前８時３０分から午後５時までが受付時間となります。令和５年（２０２３年）１２月５日及び令和５年（２０２３年）１２月２９日～令和６年（２０２４年）１月３日は休館日ですので、窓口での御提出はできません。

４　注意事項

（1）電話や窓口での口頭による御意見はお受けできません。

（2）寄せられた御意見については、意見の概要とそれに対する市の考え方を合わせて、ホームページ等で公表いたします（公表する際は個人情報を除きます）。なお、御意見への個別の回答はいたしません。

（3）公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

（4）御記入いただいた個人情報は、このパブリックコメント以外の目的には使用しません。

**パブリックコメント意見書**

|  |  |
| --- | --- |
| 件 名 | **男女が共に生きるまち八王子プラン（第４次）（素案）について** |
| ふりがな |  |
| 氏　名  （法人その他の団体である場合は、その名称） |  |
| 住　所  （法人その他の団体である場合は、その所在地） |  |
| 勤務先または学校名  （市外在住者のみ） |  |
| 記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。（氏名・住所を公表することはありません。） | |
| ＜御意見及びその理由＞ | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |

※御意見の応募期間は、令和５年（２０２３年）１２月１日（金）から令和６年（２０２４年）１月５日（金）まで（必着）です。